

鳥取県告示第763号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に基づき、青年農業者等育成センターを指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所及び事務所の所在地	指定年月日
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取市東町一丁目271	平成21年12月16日